

大分県報

平成二十八年
第二七四五号
一月十五日

（金曜日）

目次

規則	一
大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部改正	一
告示	三
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	三
青少年に有害な興行の指定	三
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）（二件）	四
地籍調査の成果の認証	四
道路区域の変更（二件）	四
道路の供用開始（二件）	六
建築基準法による道路位置の指定	六
公告	七
特定計量器定期検査の実施	七
開発行為の完了	七

○規則

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年一月十五日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第一号

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（平成二十年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二号様式（その六）中「肝炎治療受給者証（インターフェロノン（γ）治療）の交付申請

に添付する「γ」の次に「（新設）」を加え、
「 治療歴なし（未治療）」を「 インターフェロノン治療歴あり」を「 インターフェロノン治療歴あり」に改める。
第二号様式（その六）の次に次の二様式を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則第二号様式(その七)及び第二号様式(その八)の規定は、平成二十七年十二月一日以後に受けた対象医療に係る医療費の助成について適用する。
(改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則に定める様式による用紙に関する経過措置)
- 2 改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

○ 告 示

大分県告示第二十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十五日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 スマイスレソン

三 代表者の氏名

後 藤 伸太郎

四 主たる事務所の所在地

大分市大字田尻四百七十三番

五 定款に記載された目的

この法人は、スポーツ選手の育成において指導技術の進歩及びその実用化に寄与するための活動を行うことを目的とする。スポーツ選手の育成は運動生理学と運動生化学、さらに、胎生期・幼児期・成長期まで連続する運動基礎理論を包括して成立する領域です。世界に通用するスポーツ選手を育てるには、幼少期から一貫して選手育成することが最善であるが、膨大なコストと時間がかかるばかりでなく、地方都市では育成機関も少なく、また高額故に最先端の高等な技術指導を誰でも享受できない今、もつと安価に最先端の技術

指導を万人に提供すべきだと考えます。この法人はプロフェッショナルによる運動教育の普及を図るとともに、スポーツ選手に携わる研究者と選手育成を求める全ての人の橋渡しをすることにより、教育育成カリキュラムの実用化、新しい雇用の創出、国際競争力の強化等を通して、社会に貢献することを確信して設立されるものであります。

六 定款変更の内容

- 事業の変更
- 会員に関する事項の変更
- 役員に関する事項の変更
- 総会に関する事項の変更
- 理事会に関する事項の変更
- 資産及び会計に関する事項の変更
- 定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第二十二号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成二十八年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題 名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平二七・ 一二・二八	映 画	挑発ウエイトレス おもてなしCafe	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
"	"	や・り・ま・ん妻 セックスに夢中	新東宝映画	
"	"	紅い発情 魔性の香り	オーピー映画	
"	"	純愛不倫 恍惚のくちづけ	オーピー映画	

平成二十八年一月十五日

大分県報(規則・告示)

〃	〃	超過激 淫らな浴室	新東宝映画
〃	〃	姫を犯す	新東宝映画
〃	女子トイレ エッチな密室	オーピー映画	

大分県告示第二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営農村活性化住環境整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し異議の申立てをすることができる。
 平成二十八年一月十五日

地区名	縦覧期間	縦覧場所
諸田定留地区諸田工区	平二八・一・一五から 平二八・二・四まで	中津市役所

大分県告示第二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し異議の申立てをすることができる。
 平成二十八年一月十五日

地区名	縦覧期間	縦覧場所
	大分県知事 広瀬勝貞	

〃ゆめ“タウンここのえ地区 菅原工区	平二八・一・一五から 平二八・二・四まで	九重町役場
-----------------------	-------------------------	-------

大分県告示第二十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。
 平成二十八年一月十五日

大分県知事 広瀬勝貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
佐伯市	平二五・七・三から 平二七・二・二五まで	佐伯市大字二栄の一部の地籍図及び地籍簿	佐伯市大字二栄の一部	平二七・一二・二五
竹田市	平二三・一一・一四から 平二六・二・二八まで	竹田市久住町大字栢木の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市久住町大字栢木の一部	平二七・一二・二五
竹田市	平二三・一一・一四から 平二六・三・三まで	竹田市荻町恵良原の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市荻町恵良原の一部	平二七・一二・二五
杵築市	平二五・六・一八から 平二七・三・一一まで	杵築市山香町大字日指の一部の地籍図及び地籍簿	杵築市山香町大字日指の一部	平二七・一二・二五

大分県告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道池田大原線	豊後大野市大野町桑原字椋木三〇〇番から 豊後大野市大野町桑原字椋木三〇一番二まで	前	メートル 三六・〇 七・〇	メートル 九二・〇
		後	三二・〇 一・〇	九二・〇
県道山内新殿線	豊後大野市千歳町石田字平井河内二二六番二地内 豊後大野市千歳町石田字平井河内二二五番一から 豊後大野市千歳町石田字平井河内二二六番二まで	前	一三・〇 四・〇	四一・〇
		後	三〇・〇 三・〇	四三・〇
県道百枝大野線	豊後大野市大野町片島字杉園一一九六番一地先から 豊後大野市大野町片島字片島一一七九番地先まで	前	一九・九 三・九	三二〇・〇
		後	二七・三 一〇・三	三二〇・〇

大分県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
平成二十八年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道万田四	中津市三光白木字夜鳴松一五〇四番一地先まで	前	メートル 三四・六 二一・〇	メートル 八七・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	三四・六 二一・〇	八七・〇	
	中津市三光白木字夜鳴松一五〇四番一地先まで	前	三〇・〇 二一・四	一〇三・〇	
		後	三〇・〇 二一・四	一〇三・〇	
	中津市大字大貞字今井野三三八番六から 中津市大字大貞字今井野三四三番二まで	前	一八・〇 八・〇	二〇四・〇	
		後	二〇・〇 一八・〇	二〇四・〇	
	中津市大字大貞字今井野三四八番七から 中津市大字大貞字今井野三四五番二九まで	前	一八・〇 八・〇	二〇四・〇	
		後	二〇・〇 一八・〇	二〇四・〇	

日市線		中津市大字大悟法字氏安七〇二番二から 中津市大字大悟法字棧敷町六三一番五まで		後	前	三三・八 七・〇	一一八・〇	大分県告示第二十九号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年一月十五日
大分県告示第二十八号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年一月十五日		大分県知事 広 瀬 勝 貞		三六・〇 一四・〇	一一八・〇			
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日		大分県知事 広 瀬 勝 貞				
県道三重野津原線	豊後大野市大野町田代字神川原一五六四番二から 豊後大野市大野町田代字足田一三七四番一まで	平二八・一・一五						
県道池田大原線	豊後大野市大野町桑原字椋木三〇〇番から 豊後大野市大野町桑原字椋木三〇一番二まで	平二八・一・一五						
県道山内新殿線	豊後大野市千歳町石田字平井河内二二五番一から 豊後大野市千歳町石田字平井河内二二六番二まで	平二八・一・一五						
県道百枝大野線	豊後大野市大野町片島字杉園一一九六番一 地先から 豊後大野市大野町片島字片島一一七九番地 先まで	平二八・一・一五						
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日		大分県告示第三十号 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。 平成二十八年一月十五日				
県道万田四日市線	中津市大字大悟法字氏安七〇二番二から 中津市大字大悟法字棧敷町六三一番五まで	平二八・一・一五		大分県知事 広 瀬 勝 貞				
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日		大分県告示第二十九号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年一月十五日				
一般国道二二二号	中津市三光白木字夜鳴松一五〇一番三から 中津市三光白木字小敷田一五〇四番二地先まで	平二八・一・一五		大分県知事 広 瀬 勝 貞				
指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長				
豊大第二七 一―号	豊後大野市三重町赤嶺字角 神一〇九五番三	平二七・一二・二五	メートル 六・〇〇	メートル 五四・二五				

○公 告

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。

平成二十八年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する特定計量器

実施の区域		実施の期日		実施の場所	
豊後大野市	平二八・四・一八から 平二八・七・一九まで （日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）	（日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）	特定計量器の所在場所	豊後大野市	平二八・四・一八から 平二八・七・一九まで （日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）
日田市	平二八・五・一二から 平二八・八・一二まで	（日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）	日田市役所	日田市	平二八・五・一二から 平二八・八・一二まで （日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）
白杵市	平二八・六・二三から 平二八・九・二三まで	（日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）	白杵市役所	白杵市	平二八・六・二三から 平二八・九・二三まで （日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）
玖珠町	平二八・七・六から 平二八・一〇・五まで	（日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）	玖珠町役場	玖珠町	平二八・七・六から 平二八・一〇・五まで （日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）
九重町	平二八・七・一一から 平二八・一〇・一一まで	（日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）	九重町役場	九重町	平二八・七・一一から 平二八・一〇・一一まで （日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）
佐伯市	平二八・九・一から 平二八・一一・三〇まで	（日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）	佐伯市役所	佐伯市	平二八・九・一から 平二八・一一・三〇まで （日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）
津久見市	平二八・一〇・四から 平二九・一・四まで	（日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）	津久見市役所	津久見市	平二八・一〇・四から 平二九・一・四まで （日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）
竹田市	平二八・一〇・一二から 平二九・一・一一まで	（日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）	竹田市役所	竹田市	平二八・一〇・一二から 平二九・一・一一まで （日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）

二 一に掲げるもの以外の特定計量器

実施の区域	実施の期日	実施の場所
豊後大野市	平二八・四・一八から 平二八・四・二二まで	豊後大野市役所
日田市	平二八・五・一二から 平二八・六・二二まで （日曜日及び土曜日 を除く。）	日田市役所
白杵市	平二八・六・二三から 平二八・六・二九まで （日曜日及び土曜日 を除く。）	白杵市役所
玖珠町	平二八・七・六から 平二八・七・八まで	玖珠町役場
九重町	平二八・七・一一から 平二八・七・一三まで	九重町役場
佐伯市	平二八・九・一から 平二八・九・二一まで （日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）	佐伯市役所
津久見市	平二八・一〇・四から 平二八・一〇・七まで	津久見市役所
竹田市	平二八・一〇・一二から 平二八・一〇・一九まで （日曜日及び土曜日 を除く。）	竹田市役所

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十八年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称
由布市湯布院町川北字桃ノ木千六百十五番一ほか六筆

平成二十八年一月十五日

大分県報（公告）

平成二十八年一月十五日

大分県報（公告）

二 開発区域の面積

五、六五四・七八平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大阪府大阪市北区中崎西二丁目四番十二号梅田センタービル二十五階

ロングライフホールディング株式会社

代表取締役 遠藤 正一

四 完了検査年月日

平成二十七年十二月十八日